

繊維版「責任ある企業行動ガイドライン(仮)」の策定について

● **目的**

- ◇ 企業における「社会的責任について」の考えは、グローバル化、情報網の進展により、これまでにない速さで進んでいる。特に、EU ではデューデリジェンスの義務化・法制化が既定路線となっており、「2030 提言」で示した海外展開を進めるうえで、企業規模、業態を問わず、企業の社会的責任を果たすことが重要となっている。
- ◇ 加えて、外国人技能実習生への違反行為が多発した日本の繊維産業は、人権上の問題が大きい産業として外国から指摘を受けている。この結果、海外を含めた取引を継続していく上で大きなリスクとなっており、適正な取組みを行うとともに、その取組みについて対外的に見せていく必要が特に高い。
- ◇ 逆に、企業にとっては、法令の遵守、労働環境の改善による生産性の向上、環境への取組をはじめとした責任ある企業行動、「企業の社会的責任(CSR)」を実践し、それを対外公表することで、ステークホルダーからの評価につながり、ビジネスにとってプラスになることが期待できる。
- ◇ 但し、OECD ガイドラインをはじめ、企業の行動規範を定めた各種のガイドラインはサプライチェーンを管理すべき発注者の立場を踏まえたもの中心であり、下請中心で、かつその殆どが中小・小規模企業である繊維産業向けのガイドラインでは、受注側としての行動規範という視点も含めて再整理した方が良いのではないか。
- ◇ このような状況を背景に、ILO 駐日事務所の協力を得て、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン(仮)」を策定することで、各企業が社会的責任を果たし、ビジネスを進めやすい環境を整備することを目指すこととする。

● **策定手続き: 委員会の設置**

- ◇ 受注者が使えるガイドラインとして、本件の関心のある団体で構成。
- ◇ 委員は、サステナビリティ、労働問題に知見のある方。
- ◇ 大企業の多い川上(化繊、紡績等)は、既に各社で取り組んでいるとみられ、こうした取組みも参考にする。
- ◇ 委員会には外部専門家も参加し、客観的かつ専門的な知見の共有を行う。

● **進め方**

- ◇ ILO 駐日事務所の協力を得つつ、前述の委員会でガイドライン案を作成し、本年7月の完成を目指す。
- ◇ 対外的に見せていくことも目的であるため、英語版の説明資料作成も検討する。